

婚外子差別にNo! 電話相談・2019



042-527-7870

1月10日 7月4日
2月7日 8月8日
3月7日 9月5日
4月11日 10月3日
5月2日 11月7日
6月6日 12月26日

いずれも木曜日 午後2時～8時
〈電話相談は無料です〉

※電話通話料のみご負担ください。

子どもはみな平等です。婚外子に対する差別は今やほとんどの国でなくなっています。親の結婚の有無で、子どもを「嫡出子、嫡出でない子」と区別せず、等しく「子」とするというのが国際的流れです。

しかし日本では、相続差別が廃止されても出生届や戸籍での差別記載等、多くの婚外子差別法制度を維持しています。

国連女性差別撤廃委員会は、「婚外子の地位に関するすべての差別的な規定を廃止し、法が社会的な汚名と差別から婚外子とその母親を確実に保護するよう」日本に勧告しています。

私たちは婚外子差別の撤廃を求め、法務省への要請と共に地方議会に陳情や請願を行ってきましたが、議会での採択を受け意見書が国に提出されています。

「婚外子差別にNo! 電話相談」に取り組んで丸6年となります。わからないことや日々の思いなど、ぜひお気軽にお電話ください!!

お待ちしております。

婚外子ということで受けた不快な思いや、いやな思いなどお話を聞かせてください!

出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。
→チェックしないで受理される方法があります。

事実婚をするには、どうしたらいいの?

子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままで大丈夫!
→家裁の窓口で変更をと言われても、変更しないで大丈夫です。



婚外子の戸籍の続柄(つづき)は、長女・長男式に変わりました。2004年10月以前に戸籍が作られた婚外子の続柄は、申し出ることによって、女・男から長女・長男式に直せます。

戸籍の続柄を変更したのに、前の記載が残っていて、いや!
→前の記載を消せます。

主催 **なくそう戸籍と婚外子差別・交流会**
問合せ先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp
取次先 FAX & 電話 0422-90-3698 (留守電対応)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求めてこの30年間運動してきた市民グループです。